

JICAの民間連携事業について！

2023年4月18日

夢と技術の経営研究所

目次

1. JICAについて
2. JICAの民間連携事業ー1
3. JICAの民間連携事業ー2
4. 中小企業・SDGsビジネス支援事業
5. 制度の構成
6. ニーズ確認調査
7. ビジネス化実証事業
8. 普及・実証・ビジネス化事業
9. 主な応募資格要件
10. 対象国・対象分野・スケジュール
11. 海外のJICA拠点
12. まとめ

1. JICAについて

◎ 独立行政法人国際協力機構(JICA／ジャイカ(注))は、日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。

(注)JICA／ジャイカはJapan International Cooperation Agencyの略称です。

◎ ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

◎ ビジョン

・ 信頼で世界をつなぐ

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

◎ シンボルデザインについて

2008年10月1日、JICAは日本の国際協力を包括的に実施する機関として新たなスタートを切り、これを機に、新たな体制と組織文化の創造のために、シンボルデザインを改定しました。

新しいシンボルデザインは、JICAをとりまく多様な関係者に新しいJICAの組織理念・画期性・信頼感をお伝えするべく、従来のデザインも活かしながら、新たな要素を盛り込んでいます。



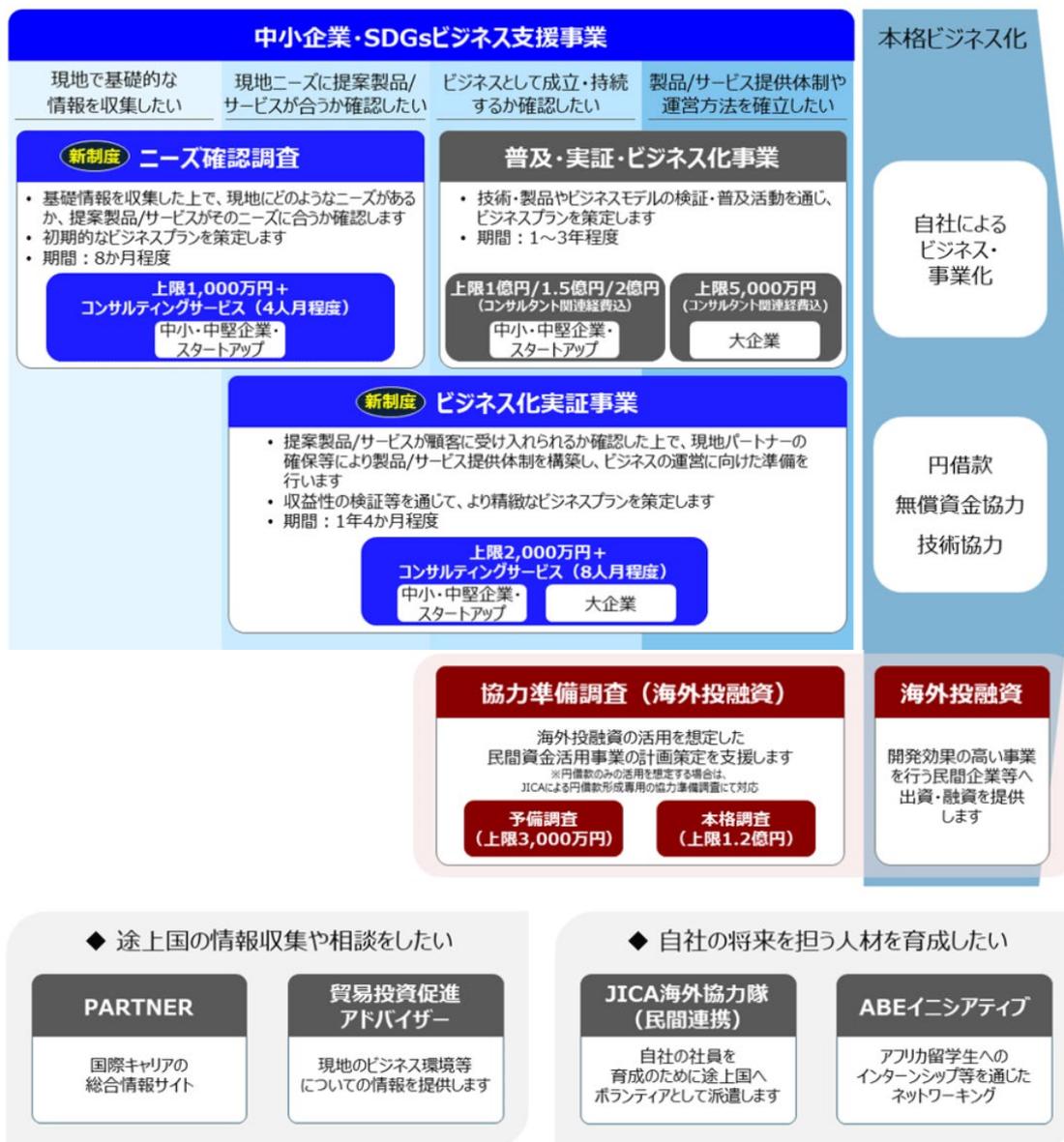
2. JICAの民間連携事業—1

◎ 民間連携事業の概要

- ・ 日本の民間企業は様々な分野で優れた製品・技術を有しており、開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献する可能性を持っています。2015年国連総会において採択された、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）では、貧困からの脱却と持続可能な開発を実現するため、あらゆる関係者の連携が重視され、民間企業の技術やアイデアによる貢献が期待されており、開発途上国で多様なビジネスチャンスが拡大していくものと考えられます。
- ・ JICAは長年、政府開発援助（ODA）を通じた協力により築いた途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウを活用し、途上国への海外展開をご検討される日本企業の皆様を支援します。

3. JICAの民間連携事業一2

◎ 支援メニュー



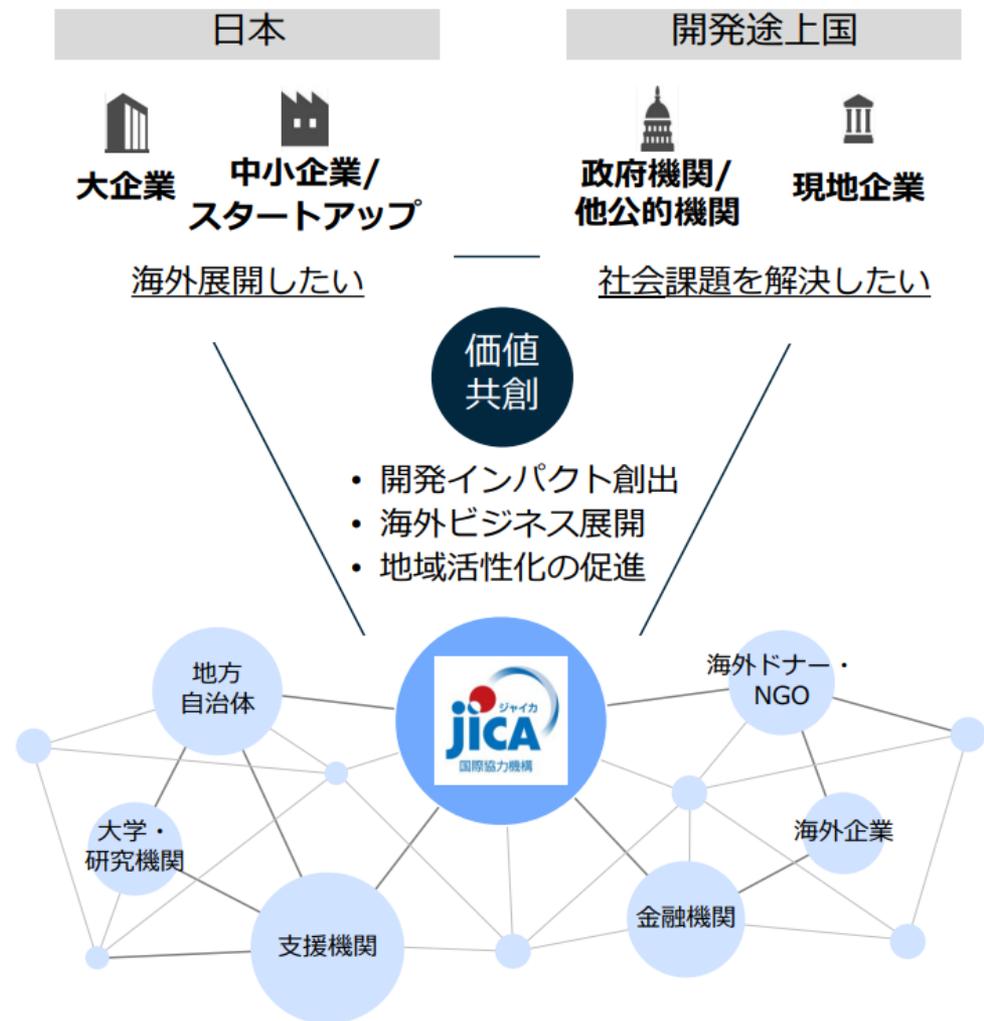
4. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

◎ 中小企業・SDGsビジネス支援事業のコンセプト

本事業のコンセプト

「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、開発途上国の課題解決に貢献する本邦民間企業等のビジネスづくりを支援します。

JICAは政府開発援助（ODA）を通じて築いてきた開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、ノウハウ等を活用し、価値の共創に取り組みます。



5. 制度の構成



制度の構成



新制度 **ビジネス化支援型** 調査委託型

新制度 **ニーズ確認調査**

- 基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと自社製品/サービスとの適合性の検証を実施
- 初期的な事業計画を策定
- 期間：8か月程度

上限1,000万円+コンサルティングサービス (4人月程度) **中小企業/SU**

普及・実証・ビジネス化事業

- 技術・製品やビジネスモデルの検証・普及活動を通じ、事業計画を策定
- 期間：1-3年程度

上限1億円/1.5億円/2億円 (コンサルタント関連経費込) **中小企業/SU**

上限5,000万円 (コンサルタント関連経費込) **大企業**

新制度 **ビジネス化実証事業**

- 製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、現地パートナーを確保してビジネスモデルを策定し、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築を実施
- より精緻化された事業計画を策定
- 期間：1年4か月程度

上限2,000万円+コンサルティングサービス (8人月程度) **中小企業/SU** **大企業**

※SU：スタートアップ

企業共創プラットフォーム（後述）

6. ニーズ確認調査

新制度 **ビジネス化支援型**

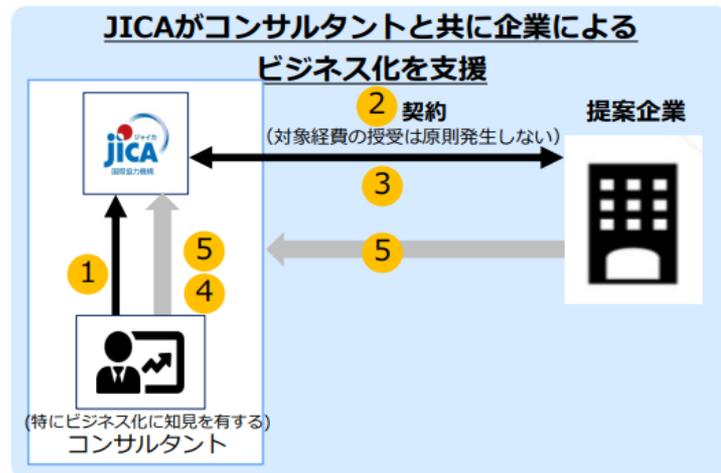
ニーズ確認調査



- ✓ 現地で基礎的な情報収集をしたい
- ✓ 現地ニーズに提案製品/サービスが合うか確認したい

JICAコンサルタントが初期的な事業計画の策定を支援します

対象	中小・中堅企業、スタートアップ企業※ ※創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること
経費	上限1,000万円 <ul style="list-style-type: none"> ●旅費（航空券、日当、宿泊）、 ●現地活動費（車輛借上費、現地傭人費、再委託費等） ●地域金融機関連携は、上限の枠外にて旅費を計上可能
期間	8か月程度 ※事業計画策定に必要な活動を支援。
事業実施体制	JICAコンサルタントによるコンサルティングサービス（4人月程度） <ul style="list-style-type: none"> ●ビジネスアドバイザー ●経費支出支援を得ながら速やかに事業を開始し、初期的な事業計画を策定する
対象分野	全分野 <ul style="list-style-type: none"> ●途上国の社会・経済開発に効果のあるもの 例：金融システム、保健医療・栄養、民間セクター開発、運輸・交通、気候変動、自然環境保全等
対象国	原則としてJICA在外事務所などの所在国（対象国は複数国も可）



- 1 予めJICAがコンサルタントを選定、契約
- 2 企業とJICAの間では、対象経費の直接のやり取りを原則発生しない契約を締結
- 3 JICA・コンサルタントの支援を得つつ調査計画を策定
- 4 調査に必要な主な経費はコンサルタントが支出
- 5 企業からの成果品：ビジネスプラン等をJICAへ提出
コンサルタントからの成果品：支援報告書をJICAへ提出

出所：JICA（独立行政法人国際協力機構）のWebサイトより

7. ビジネス化実証事業

新制度 **ビジネス化支援型**

ビジネス化実証事業

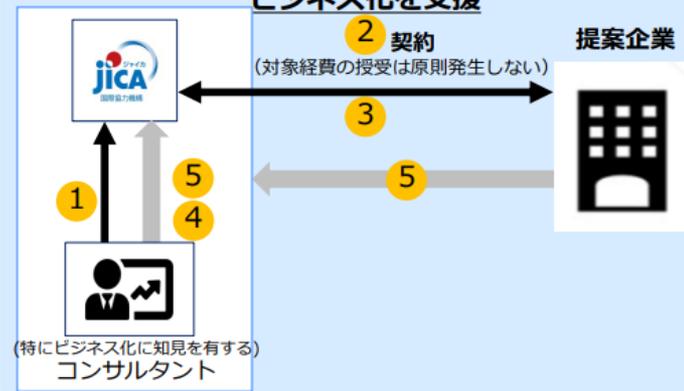


- ✓ 現地ニーズに提案製品/サービスが合うか確認したい
- ✓ ビジネスとして成立・持続するか確認したい
- ✓ 製品/サービス提供体制や運営方法を確立したい

収益性の検証等を通じて、より精緻な事業計画の策定を支援します

対象	中小・中堅企業、スタートアップ企業※、大企業 ※創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること
経費	上限2,000万円 ●旅費（航空券、日当、宿泊）、現地活動費（車輛借上費、現地備人費、再委託費等）、機材輸送費、本邦受入活動費 ●地域金融機関連携は、上限の枠外にて旅費を計上可能
期間	1年4か月程度 ※事業計画策定に必要な活動を支援。
事業実施体制	JICAコンサルタントによるコンサルティングサービス(8人月程度) ●ビジネスアドバイザー ●経費支出支援を得ながら速やかに事業を開始し、事業計画を策定する
対象分野	全分野 ●途上国の社会・経済開発に効果のあるもの 例：金融システム、保健医療・栄養、民間セクター開発、運輸・交通、気候変動、自然環境保全等
対象国	原則としてJICA在外事務所などの所在国（対象国は複数国も可）

JICAがコンサルタントと共に企業による
ビジネス化を支援



- 1 予めJICAがコンサルタントを選定、契約
- 2 企業とJICAの間では、対象経費の直接のやり取りを原則発生しない契約を締結
- 3 JICA・コンサルタントの支援を得つつ調査計画を策定
- 4 調査に必要な主な経費はコンサルタントが支出
- 5 企業からの成果品：ビジネスプラン等をJICAへ提出
コンサルタントからの成果品：支援報告書をJICAへ提出

8. 普及・実証・ビジネス化事業

調査委託型

普及・実証・ビジネス化事業

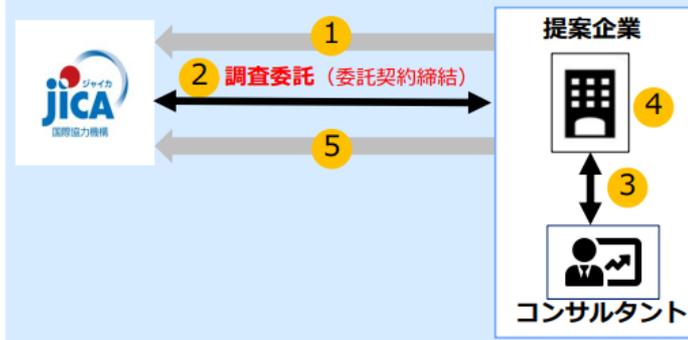


- ✓ ビジネスとして成立・持続するか確認したい
- ✓ 製品/サービス提供体制や運営方法を確立したい

技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進等を通じた事業計画案の策定を支援

	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象	中小・中堅企業、スタートアップ企業※ ※創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること	大企業
経費	上限1億円/1.5億円※1/2億円※2 ※1 大規模/高度な製品等を実証する場合 ※2 インフラ整備技術推進案件若しくは地域産業集積海外展開推進案件 ●外部人材人件費、旅費、機材購入費、輸送費・本邦受入活動費、現地活動費、管理費 ●地域金融機関連携案件：外部人材人件費及び旅費を上限金額の枠外として計上可能	上限5,000万円
期間	1年～3年程度	
事業実施体制	JICAが採択企業と調査委託契約を結び、事業計画策定に必要な活動を支援(補助金ではありません)	
対象分野	●全分野 途上国の社会・経済開発に効果のあるもの 例：金融システム、保健医療・栄養、民間セクター開発、運輸・交通、気候変動、自然環境保全等	
対象国	●原則としてJICA在外事務所などの所在国	

JICAから企業へ「調査」を委託し、企業がコンサルタントと契約



- 1 企業から見積・計画提出、対象国公的機関とのミニッツ締結
- 2 JICAから企業に調査委託（委託契約を締結）
- 3 企業が必要に応じてコンサルタントを手配・契約
- 4 調査に必要な旅費、現地活動費等は企業が支出
- 5 企業からの成果品：業務完了報告書をJICAへ提出、精算

出所：JICA（独立行政法人国際協力機構）のWebサイトより

主な応募資格要件

本支援事業の主な応募資格要件は下記のとおりです。他にも応募資格要件があるため、詳しくは募集要項をご確認ください。なお、本内容は2022年度募集に際してのものであり、変更になる可能性があります。

- 次の財務3要件のいずれにも該当しないこと。なお過去3年間に組織再編があった場合には、当該組織再編がない場合でも次の財務3要件をすべて満たすこと。財務諸表については1期1年とします。
 - ① 当期純利益が過去3期連続マイナス
 - ② 直近期の財務諸表（貸借対照表）で債務超過
 - ③ 年商の過去3期年平均が2,000万円（ニーズ確認調査）／3,000万円（「ビジネス化実証事業」及び「普及・実証・ビジネス化事業」）を下回る。※ただし、スタートアップ企業に該当する場合は、上記財務3要件の①及び③の要件を免除します。
※「スタートアップ企業」とは、①創業10年程度以下（組織再編がある場合は応募する事業を含む会社の設立を基準とする）、②未上場、③革新的な事業活動を行っていることとJICAが客観的・合理的に判断することという3要件を満たすものとします。
- 提案製品・技術・サービスに販売実績があること。
※ただし、スタートアップ企業に該当する場合は以下のとおりとします。
 - ①ニーズ確認調査：提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績がある、又は提案製品・サービスの実証段階を終えていれば可。
 - ②ビジネス化実証事業：提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績があれば可。

10. 対象国・対象分野・スケジュール



対象国・対象分野・募集スケジュール（参考：2022年度）

■ 対象国

原則として、JICAの在外拠点（在外事務所及び支所）が設置されているODA対象国

■ 対象分野

特段の制約無し

■ 募集スケジュール



写真提供：今村 健志朗/JICA

事前コンサルテーション
実施期間（※1）



2022年8月上旬
プレ公（※2）



2022年9月中旬
本公示



2022年9月下旬
事前登録締切



2022年10月31日
応募締切



2023年2月中旬
審査結果通知



2023年3月中旬～
事業開始（※3）

（※1）本公示開始前までに、応募内容についてお近くのJICA国内機関にご相談いただくことを強く推奨します。

（※2）JICAウェブサイトにて、本公示期間の事前アナウンスを行います。

（※3）普及・実証・ビジネス化事業については、プレ公示から審査結果通知までのスケジュールは上記の通りです。他方、事業開始は契約交渉・ミニッツ締結（必要な場合）を踏まえるため、案件毎に時期が異なります。

11. 海外のJICA拠点

○ 中東

- ▼ [イエメン支所](#)
- ▼ [イラン事務所](#)
- ▼ [シリア事務所](#)
- ▼ [パレスチナ事務所](#)
- ▼ [ヨルダン事務所](#)
- ▼ [サウジアラビアフィールドオフィス](#)

○ アジア

- ▼ [アフガニスタン事務所](#)
- ▼ [インドネシア事務所](#)
- ▼ [カンボジア事務所](#)
- ▼ [ジョージア支所](#)
- ▼ [タイ事務所](#)
- ▼ [中華人民共和国事務所](#)
- ▼ [パキスタン事務所](#)
- ▼ [東ティモール事務所](#)
- ▼ [ブータン事務所](#)
- ▼ [マレーシア事務所](#)
- ▼ [モルディブ支所](#)
- ▼ [ラオス事務所](#)
- ▼ [インド事務所](#)
- ▼ [ウズベキスタン事務所](#)
- ▼ [キルギス共和国事務所](#)
- ▼ [スリランカ事務所](#)
- ▼ [タジキスタン事務所](#)
- ▼ [ネパール事務所](#)
- ▼ [バングラデシュ事務所](#)
- ▼ [フィリピン事務所](#)
- ▼ [ベトナム事務所](#)
- ▼ [ミャンマー事務所](#)
- ▼ [モンゴル事務所](#)

○ アフリカ

- ▼ [アンゴラ事務所](#)
- ▼ [エチオピア事務所](#)
- ▼ [ガボン支所](#)
- ▼ [ケニア事務所](#)
- ▼ [コンゴ民主共和国事務所](#)
- ▼ [シエラレオネ支所](#)
- ▼ [ジンバブエ支所](#)
- ▼ [セネガル事務所](#)
- ▼ [ナイジェリア事務所](#)
- ▼ [ニジェール支所](#)
- ▼ [ベナン支所](#)
- ▼ [マダガスカル事務所](#)
- ▼ [南アフリカ共和国事務所](#)
- ▼ [モザンビーク事務所](#)
- ▼ [ウガンダ事務所](#)
- ▼ [ガーナ事務所](#)
- ▼ [カメルーン事務所](#)
- ▼ [コートジボワール事務所](#)
- ▼ [ザンビア事務所](#)
- ▼ [ジブチ事務所](#)
- ▼ [スーダン事務所](#)
- ▼ [タンザニア事務所](#)
- ▼ [ナミビア支所](#)
- ▼ [ブルキナファソ事務所](#)
- ▼ [ボツワナ支所](#)
- ▼ [マラウイ事務所](#)
- ▼ [南スーダン事務所](#)
- ▼ [ルワンダ事務所](#)

12. まとめ

- ◎ 中小企業・ベンチャー企業の海外展開に際して、活用できる。
- ◎ ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業がある。
- ◎ 原則としてJICA在外事務所などの所在国が対象

夢と技術の経営研究所
www.yumegi.com